

ダイジェスト版

第4次

甲州市 地域福祉 計画

甲州市再犯防止推進計画



甲州市地域福祉計画



地域福祉計画について

計画策定の趣旨

市は、令和2年3月に「支えあい、安心・安全の暮らしづくり」を基本理念とした「第3次甲州市地域福祉計画」を策定しました。その後、社会福祉法の改正を踏まえ、中間年度にあたる令和5年3月に、中間見直しを実施しました。

本計画は、これまでの取り組みの成果を活かし、地域生活課題に対応する包括的な支援体制の整備を目指すものです。加えて、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みとなるものです。

計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」で、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

関連計画との関係

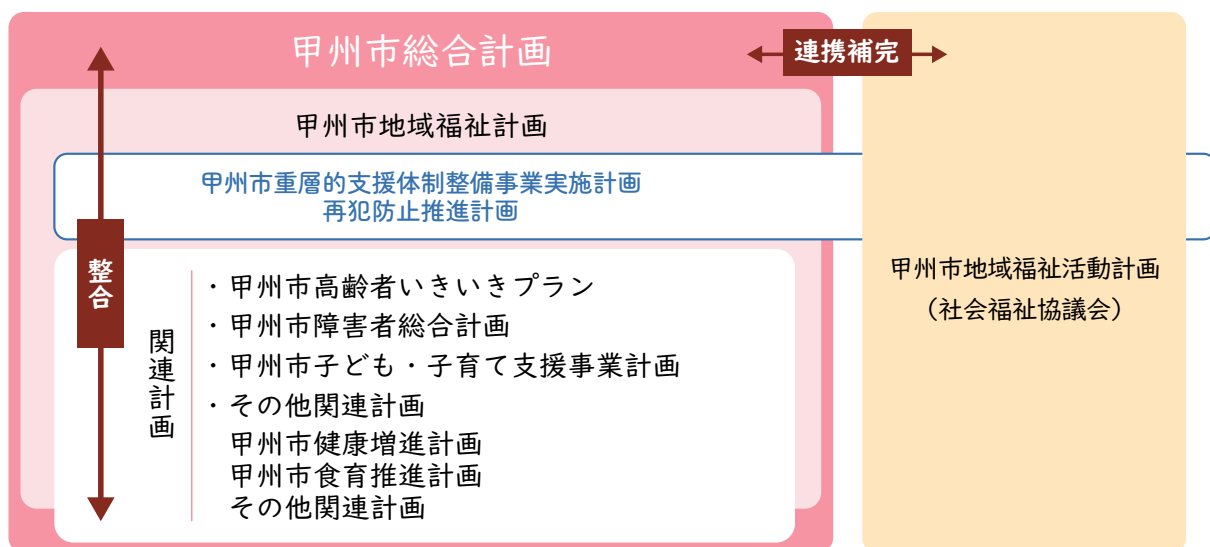
「第2次甲州市総合計画」の分野別計画としての福祉政策の基本指針

地域福祉を一体的に推進する、福祉関連の分野別計画を横断的につなげる福祉の基本計画

「重層的支援体制整備事業」と「成年後見制度利用促進」を内包した計画

「再犯防止推進計画」を包含した計画

甲州市地域福祉活動計画との相互補完・連携した計画



計画期間

計画期間は令和7年度から令和11年度の5年間

※ただし、社会情勢の変化や制度の大幅な改正、関連計画との整合性等を考慮して、必要に応じて見直しを図るものとします。



市では、個別の支援サービスや福祉だけでは解決が困難な、複雑・複合化した生活課題がある人や支援が届きにくい人に対しても適切なサポートが出来るよう、重層的支援体制の構築と充実に取り組んでいます。

重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

1	 相談支援	①	介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
		②	複合課題を抱える相談者に係る支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施
		③	必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施
2	 参加支援事業	①	介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ち、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援を実施
3	 地域づくり事業	①	介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者支援等のための地域づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
		②	事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所 ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

甲州市重層的支援体制整備事業実施体制

1. 包括的相談支援事業(法第106条の4第2項第1号)

主な対象区分	実施する事業	所管課
介護	地域包括支援センター	介護支援課
障害	子ども家庭障害者支援センター(通称:福祉あんしん相談センター)	福祉総合支援課・子育て支援課
	障害者相談支援事業 地域活動支援センター	福祉総合支援課
子育て	こども家庭センター	子育て支援課・健康増進課
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業	福祉総合支援課

2. 多機関協働事業(法第106条の4第2項第5号及び同項第6号)

全市民	多機関協働事業	福祉総合支援課
-----	---------	---------

3. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(法第106条の4第2項第4号)

全市民	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	福祉総合支援課
-----	--------------------	---------

4. 参加支援事業(法第106条の4第2項第2号)

全市民	参加支援事業	福祉総合支援課
-----	--------	---------

5. 地域づくり事業(法第106条の4第2項第3号)

介護	地域介護予防活動支援事業 生活支援体制整備事業	介護支援課
障害	地域活動支援センター	福祉総合支援課
子育て	こども家庭センター	子育て支援課・健康増進課
全市民	生活困窮者等のための地域づくり事業	福祉総合支援課



POINT



計画の基本理念

共につくる 支え合う安心と笑顔のまち

計画では、第2次甲州市総合計画に示す本市の将来像や福祉の基本政策を踏まえるとともに、基本理念を「共につくる 支え合う安心と笑顔のまち」とし、誰もが互いを尊重しながら、地域住民と行政、関係機関や地域団体などが協力し、継続的に支え合える仕組みや環境、人づくりを推進することで、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

計画の基本目標

01

基本目標1

地域全体で支援する仕組みづくり

安心して暮らせる地域の実現には、住民一人ひとりの協力と社会参加が必要です。また、公的施策の手が届きにくい人への支援には、行政や関係機関、専門家の連携が必要になります。様々な悩みを抱える人への精神的、経済的なセーフティネットを構築し、その課題解決を図ります。



02

基本目標2

多様化する福祉ニーズへの対応強化

福祉制度や支援施策は年々充実させる方向で、様々な取り組みが進められています。福祉ニーズが複雑化・多様化するなかで、各人各様の生活上の困り事に対する支援も難しさを増しています。専門職による個別支援の他、包括的な連携体制の構築を目指します。



03

基本目標3

福祉を担う意識づくり・人づくり

少子高齢化社会はこれからも続き、生活上の支援や地域での見守りが必要な高齢者が増加します。地域福祉を推進するためには近隣の協力や理解が欠かせません。社会福祉協議会や関係団体等と連携し、支え合い意識の醸成や福祉への関心を高め、福祉人材の育成を進めます。



04

基本目標4

安心して生活できる環境づくり

防災や防犯においても地域のつながりが重要な要素になります。自然災害や犯罪による被害にあわないための情報提供の充実とともに、近隣での助け合いの意識づくりと体制整備に努めます。また、誰もが安全で暮らしやすい生活環境づくりのために、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。



計画体系

01

基本目標1

地域全体で支援する仕組みづくり

計画体系1 地域住民による地域福祉の推進

- ①地域での見守りネットワークづくりと地域支援の促進
- ②社会参加と相互援助活動の促進

計画体系2 声が届きにくい人への支援

- ①貧困や経済的困窮への支援
- ②制度の狭間の人に対する分野横断的な支援

計画体系3 暴力や人権侵害を許さない社会づくり

- ①暴力や人権侵害への対応
- ②人権尊重に向けた意識啓発



02

基本目標2

多様化する福祉ニーズへの対応強化

計画体系1 相談体制の充実

- ①専門機関等による相談支援の充実
- ②相談窓口の充実と重層的支援体制の強化

計画体系2 福祉サービスの充実

- ①在宅医療や介護、生活支援の各種サービスの充実
- ②地域包括ケアシステムの構築
- ③移動手段の確保・充実

計画体系3 権利擁護支援の充実・普及

- ①成年後見制度の利用促進
- ②利用者の権利擁護

計画体系4 関係機関との連携強化

- ①各種団体への支援と協働
- ②組織・人材の育成支援

03

基本目標3

福祉を担う意識づくり・人づくり

計画体系1 福祉意識の向上

- ①協働意識の醸成
- ②知識の普及・啓発

計画体系2 福祉に関する学習機会の充実

- ①福祉学習の推進

計画体系3 社会福祉協議会による地域福祉の推進

- ①社会福祉協議会の機能強化
- ②社会福祉協議会と地域の連携強化

計画体系4 ボランティア活動の充実

- ①ボランティア活動の普及・啓発
- ②高齢者・障害者によるボランティア活動の推進
- ③ボランティア人材の育成

04

基本目標4

安心して生活できる環境づくり

計画体系1 防災・防犯への取り組み

- ①防災活動の推進
- ②防犯活動の推進

計画体系2 誰もが住みやすいまちづくり

- ①ユニバーサルデザインへの配慮

計画体系3 地域における交流機会の充実

- ①地域行事を通じた交流の促進

計画体系4 情報提供体制の充実

- ①情報提供体制の充実



計画の周知と進行管理

POINT

01 計画の周知

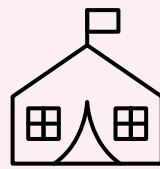
地域福祉を推進するうえで、本計画の考え方や施策の展開方向について、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など全ての人が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、市のホームページなどへの掲載や各種イベント開催時など様々な機会をとらえて、計画を広く市民に周知します。

ホームページなどへの掲載



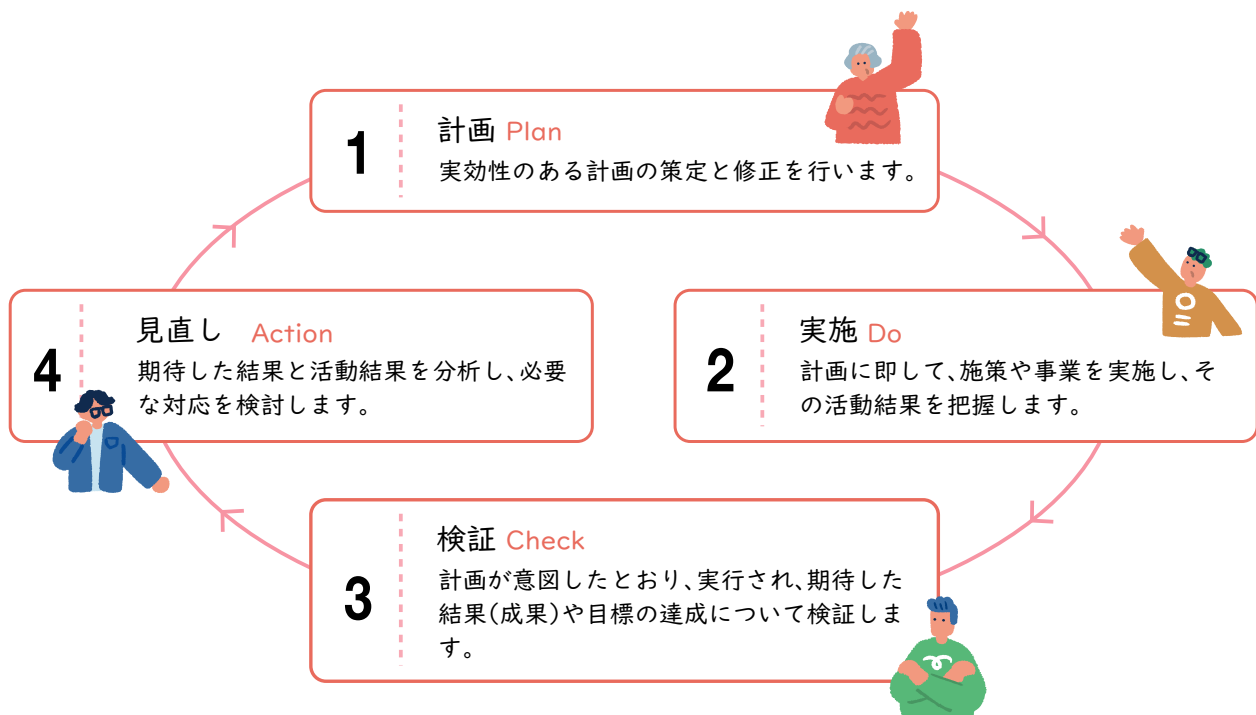
イベント開催時にお知らせ



POINT

02 計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て(Plan)、実行(Do)、その進捗状況を定期的に把握・評価したうえで(Check)、その後の取組を改善する(Action)、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。





再犯防止推進計画



再犯防止推進計画について

計画策定の趣旨

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居、頼れる身寄りがいない等の生活上の課題や薬物やアルコール等への依存など様々な課題を抱えている者が多く存在します。その人たちを社会から排除、孤立させることなく、地域の一員として受け入れる環境づくりや支援体制づくりが求められます。国、県、市、民間団体やその他の関係者で連携、協力し、「立ち直りを支える社会」の実現に努める必要があります。

再犯防止施策は、就労、住居、保健医療、福祉等の様々な分野の関わりが必要になります。そのため、市の様々な部局による協力と各種事業との連携を持った推進が必要です。本計画は、市の様々な事業に再犯防止（犯罪をした者等の社会復帰促進）の視点を反映するよう努めるとともに、誰もが暮らしやすい「安全・安心な地域づくりの推進」を図るためのものです。

計画の位置づけ

この計画は、再犯防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」であり、甲州市では地域福祉計画に包含して策定しています。

計画の基本方針

国は、令和5年3月「第二次再犯防止推進計画」を策定しました。

犯罪をした者等への支援に向けての基本的な方向性として、「息の長い支援」「地域の支援連携拠点の構築」「国・地方公共団体・民間協力者等の連携」の3点を掲げ、長期的で多様な連携による支援を推進することとしています。

国の第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

1 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。

2 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。

3 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

本市では、国の「第二次再犯防止推進計画」および「山梨県再犯防止推進計画」を踏まえ、次の基本方針により施策を推進します。

【甲州市再犯防止推進計画 基本方針】

- ① 再犯防止に対する理解の促進
- ② 就労・住居の確保
- ③ 保健・医療・福祉サービスの利用促進
- ④ 学校等と連携した非行防止と就学支援
- ⑤ 関係機関との連携強化

計画期間

計画期間は令和7年度から令和11年度の5年間

※ただし、社会情勢の変化や制度の大幅な改正、関連計画との整合性等を考慮して、必要に応じて見直しを図るものとします。

令和7年3月 第4次甲州市地域福祉計画

発行 甲州市

編集 甲州市役所 福祉総合支援課

住所 〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾 1085-1

電話 重層の支援・地域福祉担当 ☎0553-32-5027

